

第185号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例 (昭和26年島根県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 4 まで並びに別表第 5 のイ及びウの表の備考 2 中「100分の98.37」を「100分の99.82」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成15年島根県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	397,283
2	458,173
3	521,060
4	603,911
5	702,732
6	802,552

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	329,406
2	366,339

3	395,287
---	---------

第5条第4項中「897,134円」を「910,358円」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	374,325
2	423,236
3	476,141
4	540,026
5	615,889
6	719,702
7	842,480

第4条第3項中「897,134円」を「910,358円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例、職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の給与条例等」という。)の規定(職員の育児休業等に関する条例にあっては、第17条及び第18条に限る。)は、平成24年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例、職員の育児休業等に関する

る条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて、平成24年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の表及び第18条の表中「897,134円」を「910,358円」に改める。